

埴生中学校

非違行為防止のための校内ルール

- (1) 生徒との相談等では、基本は複数で相談に応じる。教室や研究室等で外から見えない状態で1対1にならない。やむを得ない場合は、校長・教頭等に連絡の上、指定された場所で行う。
- (2) 教室、研究室、その他諸室の管理等を適正に行う。ドアの小窓などにポスター等の掲示物は貼らず、外から見えるようにする。ドアの小窓の設置等が難しい室は、室管理者を教頭等管理職とし、随時、使用状況等を確認する。部屋を1人の教職員が管理しないよう鍵の複数化や職員室等での保管をする。
- (3) 生徒との私的な電話、メール、SNS等によるやり取りはしない。
- (4) 生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- (5) 教育目的外はもちろん、不必要な生徒の撮影や録画をしない。
- (6) 教育目的外で児童・生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
- (7) わいせつ行為が疑われるときはもとより、室管理の状況や指導方法が不適切と感じるときは、躊躇することなく校長等に報告する。あるいは、校内相談窓口（校長室・保健室）又は校外通報・相談窓口へ連絡をする。